

障精発 0302 第 1 号
令和 5 年 3 月 2 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」
の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障精第 22 号）を別添のとおり一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

○精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
障精第22号	障精第22号
平成12年3月30日	平成12年3月30日
一部改正障精発第0325001号	一部改正障精発第0325001号
平成17年3月25日	平成17年3月25日
一部改正障精発第0929005号	一部改正障精発第0929005号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正障精発第1222001号	一部改正障精発第1222001号
平成18年12月22日	平成18年12月22日
一部改正障精発第0526003号	一部改正障精発第0526003号
平成20年5月26日	平成20年5月26日
一部改正障精発0124第2号	一部改正障精発0124第2号
平成26年1月24日	平成26年1月24日
一部改正障精発0328第1号	一部改正障精発0328第1号
平成28年3月28日	平成28年3月28日
一部改正障精発0711第1号	一部改正障精発0711第1号
平成29年7月11日	平成29年7月11日
一部改正障精発0507第6号	一部改正障精発0507第6号
令和元年5月7日	令和元年5月7日
一部改正障精発0701第1号	一部改正障精発0701第1号
令和元年7月1日	令和元年7月1日

一部改正障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正障精発 0302 第 1 号
令和 5 年 3 月 2 日

各 都道府県
障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省大臣官房障害保健福祉部
精神保健福祉課長

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の
届出等について

(略)

記

1 入院時の告知等に係る書面について

(1)・(2) (略)

(3) 医療保護入院について

法第三十三条の三に規定する書面については、別添様式 8(医療保

一部改正障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県
障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省大臣官房障害保健福祉部
精神保健福祉課長

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の
届出等について

(略)

記

1 入院時の告知等に係る書面について

(1)・(2) (略)

(3) 医療保護入院について

法第三十三条の三に規定する書面については、別添様式 8(入院に

護入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 8 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(4) 応急入院について

法第三十三条の八後段により準用する法第二十九条第三項に規定する書面については、別添様式 9(応急入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 9 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(5)・(6) (略)

2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

(1) (略)

(2) 医療保護入院者に係る届出等について

ア 法第三十三条第七項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式 13(医療保護入院者の入院届)又は別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項)の入院届及び記録)によるものとする。また、別添様式 13 の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。

なお、別添様式 13 に添付する入院診療計画書の様式については

際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 8 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(4) 応急入院について

法第三十三条の八後段により準用する法第二十九条第三項に規定する書面については、別添様式 9(入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 9 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(5)・(6) (略)

2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

(1) (略)

(2) 医療保護入院者に係る届出等について

ア 法第三十三条第七項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項、第三項又は第四項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式 13(医療保護入院者の入院届)又は別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項)の入院届及び記録)によるものとする。また、別添様式 13 の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。

なお、別添様式 13 に添付する入院診療計画書の様式については

別途通知することとしていること。

法第三十三条第五項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項)の入院届及び記録)を用いるものとすること。

イ (略)

(3) (略)

3～5 (略)

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

(略)

【任意入院中の退院制限について】

任意入院中の退院制限とは、任意入院者から退院の申し出があった際、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると判定された方について、72 時間以内に限り入院を継続いただく制度です。

あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日 (午前・午後 時)、入院継続となりました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条 [①第 3 項、② 4 項後段] の規定による任意入院中の退院制限によるもので

別途通知することとしていること。

法第三十三条第六項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項)の入院届及び記録)を用いるものとすること。

イ (略)

(3) (略)

3～5 (略)

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

(略)

1 あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので (午前・午後時)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条第 7 項の規定により、お知らせします。

す。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態であると判定されました。

- ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります

(新設)

□ その他

(_____)

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に係る行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）
 - ② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士
それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、

2. あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもと、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
3. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
4. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
(新設)
5. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

たら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

(略)

様式7

措置入院決定のお知らせ

(略)

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

6. 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

(略)

様式7

措置入院決定のお知らせ

(略)

1. あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。

2. あなたの入院は、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院】です。

【入院中の生活について】

1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。

2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に関する行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）

② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。

6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県の連絡先（電話番号を含む。）

(削る)

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その

審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式8

医療保護入院に際してのお知らせ

(略)

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であつて、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族などの同意を得て、入院していただく制度です。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日(□午前・□午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【□①第1項、□②第2項、□③第3項後段】の規定による医療保護入院です。

【入院理由について】

- 1 あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。
- ①幻覚妄想状態(幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
- ②精神運動興奮状態(欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)

審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式8

入院(医療保護入院)に際してのお知らせ

(略)

1 あなたは、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院が必要であると認められ、平成 年 月 日(午前・午後 時)、入院されました。

2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第3項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。

(新設)

- ③ 昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④ 抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤ 躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥ せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦ 認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧ 統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨ その他（ ）

2 あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります
- その他（ ）

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかること

院で気づかることがあります。

2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に係る行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）

② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。

5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

があります。

4. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

5. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

(新設)

6. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決ま
っている場合に記載

様式 9

応急入院に際してのお知らせ

(略)

【応急入院について】

応急入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害
があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、そ
の精神障害のために入院に同意いただけず、また、急速を要し、ご家族等の
同意を得ることができない場合に、入院後 72 時間以内に限り入院していただ
く制度です。

あなたは、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、以下の理由・
目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月
日 (午前・午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名

様式 9

入院 (応急入院)に際してのお知らせ

(略)

1 あなたは、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、入院が必要であ
ると認められ、本日 (午前・午後 時)、入院されました。

2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7

①第1項、②第2項後段】の規定による応急入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態であると判定されました。

- ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります

【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。

(新設)

その他 ()

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことができます。
2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に関係する行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）
 - ② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士
それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

3. あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院に扱うことができます。
4. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
5. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
(新設)
6. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

様式 13

医療保護入院者の入院届

(略)

記 載 上 の 留 意 事 項

1 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名

様式 13

医療保護入院者の入院届

(略)

記 載 上 の 留 意 事 項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~11（略）

様式 14

特定医師による医療保護入院者（第 33 条第 1 項・第 3 項又は第 33 条第 2 項・第 3 項）の入院届及び記録

（略）

様式 15

医療保護入院者の退院届

（略）

記 載 上 の 留 意 事 項

1 入院年月日の欄は、第 33 条第 1 項又は第 2 項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2（略）

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~11（略）

様式 14

特定医師による医療保護入院者（第 33 条第 1 項・第 4 項又は第 33 条第 3 項・第 4 項）の入院届及び記録

（略）

様式 15

医療保護入院者の退院届

（略）

記 載 上 の 留 意 事 項

1 入院年月日の欄は、第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2（略）

様式 18

措置入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項

様式 18

措置入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項

入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

記 載 上 の 留 意 事 項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること

3～11 (略)

入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

記 載 上 の 留 意 事 項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること

3～11 (略)